

誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人群馬県育英会
理事長 渡辺 郁美 様

入寮者 大学 学部 年
専門学校 学科

氏名 _____ 印

保護者

住所

氏名 _____ 印

保証人

住所

氏名 _____ 印

このたび、学生寮上毛学舎の入寮を許可されましたが、入寮中は、貴会の諸規程及び『寮生活の手引』記載事項並びに感染症に係るガイドライン等を遵守し、協調心をもって円滑に共同生活を営むとともに、次の事項を堅く守ることを保証人連署のうえ誓約いたします。

記

- 1 入寮許可期間満了時（令和10年3月7日）には、確実に退寮します。
- 2 寮費その他の諸経費は、所定の期日までに必ず納付します。
- 3 指示のあった書類は、所定の期日までに必ず提出します。
- 4 寮室に入寮許可者以外の者は、宿泊させません。違反した場合には、速やかに退寮します。
- 5 寮の施設、備品等は、共用財産として丁寧に扱います。毀損、汚損等をした場合には、弁償します。
- 6 自治会の規約を遵守するとともに、舎監及び寮母の指導に従い、他の寮生の模範となるように努めます。また、歴史と伝統のある学生寮「上毛学舎」での集団生活を通じ、人格形成に努めます。
- 7 共同生活の秩序を乱したとき、その他寮生としてふさわしくない行為があった場合等で、在寮不適とされたときは、退寮処分を受けても何等異議を申し立てず、速やかに退寮します。

入寮許可にかかる誓約書の文言について

1. 「入寮許可者以外の者は、宿泊させません」

- ・ 入寮許可者とは寮生のことであり、寮生以外は宿泊できないということです。
特に、異性を管理エリア（1階から7階の寮室等及び屋上階）内に宿泊させるだけでなく、立ち入らせることも堅く禁じます。

2. 「寮の施設、備品等は、共有財産として丁寧に扱います」

- ・ 寮の施設、備品等は、現在の寮生が使用するだけでなく、将来の寮生にも健全な形で引き継いでいくものです。
破損したり、汚したりすることのないように心掛けて、丁寧に使用してください。

3. 「寮生としてふさわしくない行為」

- ・ 騒音を出す行為は、寮内だけでなく、近隣住民にも迷惑をかけることとなります。
たとえ、館内であっても、共用スペースや各寮室で騒げば、外部に音が漏れることがあります。
お酒を飲むなどして騒いだり、暴れたりすることのないようにしてください。
特に、周りからは、1人の問題行動により「上毛学舎」の寮生皆が同じことをしているように見られてしまいます。上毛学舎の寮生としての自覚を持って生活してください。
- ・ 後輩など他の寮生に対する一方的な威圧行為や暴力行為は、指導の域を逸脱し、認められません。
- ・ 上毛学舎での寮生活では、掃除等の当番を守る、集会に出席する、行事に参加することは当然の責務です。「当番を守らない・集会に出席しない・行事に参加しない」ことのないようにしてください。
- ・ 保健衛生について、身体は常に清潔に保ち、自己の健康及び寮室内外の美化・衛生管理に留意してください。体調が思わしくないとき、疾病の罹患があったときは、舎監に届け出てください。
- ・ 感染症の疑いがあるときは、拡大防止のため、医師又は保健所、在学校及び舎監の指示に従い、必要により治癒までの間、実家への一時帰宅等を実施してください。世界的大流行（パンデミック）を引き起こす新感染症への対応においては、寮内における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した、持続的な学生寮運営のために、各般の予防啓発や取組への理解と実践、特に徹底した自己管理並びに共用スペースの利用規制、消毒等衛生環境確保に率先して協力してください。
これらに反する行為は、他の多くの寮生の身体上の危険、修学上の損失を招きかねませんので、特に留意してください。

以上のほか、公的な施設である上毛学舎では、良識ある行動が求められます。誓約書を守れない場合は、直ちに退寮処分とします。